

消費税免税制度について（リファンド方式への移行のお知らせ）

2026 年（令和 8 年）10 月 8 日
在ギリシャ日本国大使館

2026 年（令和 8 年）11 月 1 日から、消費税免税制度がリファンド方式に変わります。

これまで免税購入対象者は、免税対象物品を税抜価格（免税）で購入することができましたが、11 月 1 日以降は、免税対象物品を通常価格（税込）で購入し、購入日から 90 日以内に出国時に空港等（税関）で物品を国外に持ち出すことが確認された後に、免税店等（空港トランジットエリア内の免税店を除く）から消費税相当額が返金（リファンド）される制度に変わります。

（参考）[消費税免税制度リファンド方式リーフレット（旅行者向け）](#)

【リファンド方式移行後の必要書類について】

○日本国籍を有する非居住者が一時帰国時に消費税免税制度を利用するには、国外に 2 年以上引き続き居住していることを証明する書類が必要です。これまでの「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」に加え、11 月 1 日以降は「国外転出者向けマイナンバーカード」（カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカード）を含む）が使えるようになります。

○「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」は、書類の作成日が最終入国日から起算して 6 か月前の日以後である必要があります。なお、これまで必要であった本籍（地番含む）の記載は不要となります。

○国外に 2 年以上引き続き居住しているかどうかの判定は、「国外転出予定日（国外定住日）※から最終入国日（旅券に記載された上陸年月日（帰国年月日））までの期間」で行われます。

（※国外転出予定日（国外定住日）とは、マイナンバーカードの「国外転出予定日」、在留証明の「住所を定めた日」、戸籍の附票の写しの「海外に住所を定めた日」「出国予定日」等を指します。）

※自動化ゲートで入国した場合は、旅券に入国証印（スタンプ）が押されず免税の適用を受けられない場合があります。自動化ゲートを通過後、税関検査前に入国証印を取得するようご注意ください。

（参考）[リファンド方式移行後の免税購入対象者（日本国籍）を確認する書類について](#)

◎消費税免税制度に関する詳細は、[観光庁](#)や[国税庁](#)のウェブサイトをご確認いただくか、[相談窓口](#)へ直接お問い合わせください。